

宍粟市教育委員会告示第 13 号

宍粟市立保育所を臨時に休所する基準を定める要綱をここに公布する。

平成 30 年 8 月 9 日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿

宍粟市立保育所を臨時に休所する基準を定める要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特別警報が発令された場合等において、宍粟市立保育所(以下「保育所」という。)を臨時に休所することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)特別警報 気象業務法施行令(昭和 27 年政令第 471 号)第 5 条の特別警報をいう。
- (2)避難情報 市の発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示をいう。
- (3)大地震 震度 5 弱以上の地震をいう。

(措置)

第 3 条 教育委員会は、保育所の開所日の午前 7 時の時点において、次の各号のいずれかに該当する場合には、保育所を臨時に休所することができる。

- (1)市内に特別警報が発令されているとき。
- (2)各保育所の所在する地域に避難情報が発令されているとき。
- (3)市内に大地震が発生し、又は発生後間もないとき。
- (4)前各号に掲げる場合のほか、災害の発生が懸念されるとき。

2 教育委員会は保育中に前項各号に定める状況が発生したときは、原則として、その時点で保育を中止し、児童の安全を最優先に確保するとともに、できるだけ速やかに保護者に引き渡すための措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、災害が発生し、保育所の設備等に甚大な被害が生じたときは、安全に保育する環境が整備されるまでの間、当該保育所を臨時に休所することができる。

(委任)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。